

別冊給水装置工事施行基準
八尾水道事業

令和8年10月
八尾水道センター

別冊給水装置工事施行基準は、標準給水装置工事施行基準より優先する。

見出し(章節番号、段落番号等を含む)については、標準給水装置工事施行基準に準拠している。なお、別冊給水装置工事施行基準独自の事項については見出し番号を追加している。

4. 設計

4.1 基本調査(P.29)

3. 給水計画の策定にあたっては、事前に給水台帳等を確認し、配水支管等及び給水管の口径、管種、埋設位置、布設年度等を把握すること。
4. 現地調査においては、給水台帳等の情報と現地の状況に相違がないか確認し、相違がある場合は八尾水道センターと協議すること。
5. 既設給水管が鉛製給水管の場合、原則として再利用は認めない。
6. 既設給水管がポリエチレン管(1層管)である場合、内面剥離等のリスクを伴うため、分岐替えを推奨する。
7. 不要となる給水管は、分岐部で撤去すること。

5. 鉛製給水管

水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)により、鉛及びその化合物の水質基準は0.01mg/L以下と規定される。鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛管からの溶出により、水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれがあると考えられる。給水計画の策定にあたっては、ポリエチレン管(2層管)への布設替えを実施すること。

6. ポリエチレン管(1層管)

古くなったポリエチレン1層管の使用を継続すると、構造上、給水管の内面が剥離する場合がある。剥離物は水道水と共に流出したり、水道メーターのストレーナーに詰まることで流量低下を引き起こす可能性がある。給水計画の策定にあたっては、ポリエチレン管(2層管)への布設替えを推奨する。

7. 既設管の撤去

不要となった給水管は、そのまま放置すると漏水の原因となり、また、給水管内の水が腐敗して衛生上問題となる恐れがあるので、分岐部で撤去すること。

4.2 給水方式の決定

4.2.1 直結式と貯水槽式(P.30)

3. 直結・貯水槽併用式

直結・貯水槽併用式は原則として認めない。ただし、以下の特例箇所については併用式とすることができる。

- (1) 共同住宅に併設された店舗等で道路に準ずる部分に面した1階に、それぞれ専用の入口があり、かつ敷地内の屋外にメーターを設置できるもの
- (2) 学校施設における給水装置で貯水槽以下の配管と交差又は接近していない箇所で給食室・校務員室等に給水する場合

4.2.2 給水方式の決定(P.32)

2. 以下の建築物については、原則として、貯水槽給水方式とする。

- (1) 病院、診療所の一部(病床や透析施設を伴うもの)、宿泊施設、複合商業施設、学校、飲食店、生産製造工場、社会福祉施設(老人ホーム等)
- (5) テナントビル等、給水計画が確定しないもの

4.4 計画使用水量(P.34)

2. 直結式の計画使用水量

- (1) 一戸建て等の場合

③ 2戸以上の計画使用水量を算出する方法

各戸の合計水量に、給水戸数と同時使用戸数率(表 4-9)を乗じて決定する。1戸の水量を 17ℓ/min とし、給水戸数と同時使用戸数率(表 4-9)を乗じた水量は、配水支管等における口径別分岐戸数上限(表 4-24)のとおりである。

口径		片送り	20	25	30	40	50	75	100	150	200
20	戸数上限	1	2	4	6	11	18	52	112	251	445
	同時使用水量 (ℓ/min)	17.0	34.0	61.2	91.8	149.6 (153.0)	244.8	530.4	952.0	2,133.5	3,782.5
	同時使用水量上限 (ℓ/min)	17.0	34.0	68.0	93.5	154.7	248.2	537.2	952.0	2,133.5	3,782.5
25	戸数上限	3	4	6	8	13	23	56	116	255	449
	同時使用水量 (ℓ/min)	51.0	61.2	91.8	122.4	176.8	273.7	571.2	986.0	2,167.5	3,816.5
	同時使用水量上限 (ℓ/min)	51.0	68.0	102.0	127.5	188.7	282.2	571.2	986.0	2,167.5	3,816.5
30	戸数上限	5	6	8	11	15	25	58	119	258	452
	同時使用水量 (ℓ/min)	76.5	91.8	122.4	149.6 (153.0)	204.0	297.5	591.6	1,011.5	2,193.0	3,842.0
	同時使用水量上限 (ℓ/min)	76.5	93.5	127.5	153.0	214.2	307.7	596.7	1,011.5	2,193.0	3,842.0
40	戸数上限	9	11	13	15	23	33	70	126	265	459
	同時使用水量 (ℓ/min)	137.7	149.6 (153.0)	176.8	204.0	273.7	364.7	654.5	1,071.0	2,252.5	3,901.5
	同時使用水量上限 (ℓ/min)	137.7	154.7	188.7	214.2	275.4	368.9	657.9	1,072.7	2,254.2	3,903.2
50	戸数上限	17	18	23	25	33	45	88	137	276	470
	同時使用水量 (ℓ/min)	231.2	244.8	273.7	297.5	364.7	459.0	748.0	1,164.5	2,346.0	3,995.0
	同時使用水量上限 (ℓ/min)	231.2	248.2	282.2	307.7	368.9	462.4	751.4	1,166.2	2,347.7	3,996.7
75	戸数上限	51	52	56	58	70	88	122	171	310	504
	同時使用水量 (ℓ/min)	520.2	530.4	571.2	591.6	654.5	748.0	1,037.0	1,453.5	2,635.0	4,284.0
	同時使用水量上限 (ℓ/min)	520.2	537.2	571.2	596.7	657.9	751.4	1,040.4	1,455.2	2,636.7	4,285.7
100	戸数上限	110	112	116	119	126	137	171	220	359	553
	同時使用水量 (ℓ/min)	935.0	952.0	986.0	1,011.5	1,071.0	1,164.5	1,453.5	1,870.0	3,051.5	4,700.5
	同時使用水量上限 (ℓ/min)	935.0	952.0	986.0	1,011.5	1,072.7	1,166.2	1,455.2	1,870.0	3,051.5	4,700.5
150	戸数上限	249	251	255	258	265	276	310	359	498	692
	同時使用水量 (ℓ/min)	2,116.5	2,133.5	2,167.5	2,193.0	2,252.5	2,346.0	2,635.0	3,051.5	4,233.0	5,882.0
	同時使用水量上限 (ℓ/min)	2,116.5	2,133.5	2,167.5	2,193.0	2,254.2	2,347.7	2,636.7	3,051.5	4,233.0	5,882.0
200	戸数上限	443	445	449	452	459	470	504	553	692	886
	同時使用水量 (ℓ/min)	3,765.5	3,782.5	3,816.5	3,842.0	3,901.5	3,995.0	4,284.0	4,700.5	5,882.0	7,531.0
	同時使用水量上限 (ℓ/min)	3,765.5	3,782.5	3,816.5	3,842.0	3,903.2	3,996.7	4,285.7	4,700.5	5,882.0	7,531.0

表 4-24 配水支管等における口径別分岐戸数上限

(3) 一定規模以上の建築物の計画使用水量(事務所、商業施設、社会福祉施設等)

多数の人が使用する建物で給水器具の多い場合は、建物内人員、給水器具の使用回数、使用時間等の使用実態又は、同種の建物での実績使用水量を基に決定する。その他の計算方法としては、各種給水器具の給水器具給水負荷単位(表 4-7)に給水用具数を乗じたものを累計し、同時使用水量図表(図 4-7)を用いて、同時使用水量を求める方法がある。

(4) テナントビル等

テナントビル等で入居者が決まっていない場合の計画使用水量は、メーター口径又は各区画への分岐口径によって以下の表のとおりとする。

メーター口径	同時使用水量
13 mm	17 ℓ/min
20 mm	38 ℓ/min
25 mm	59 ℓ/min

4. 貯水槽式の計画使用水量

(3) その他 使用実績等による積算

参考資料-3には、貯水量計算時間(参考)を記載している。

4.5 給水管の口径決定

4.5.1 基本事項(P.41)

5. 直結直圧式又は直結増圧式での給水は、メーター口径50mmまでとし、75mm以上のメーターを設置する必要がある場合は、貯水槽方式とする。
6. 給水主管は原則として、50mm以上の耐震管とする。

3. メーターの口径

(2) メーター口径の決定

- ① 戸建住宅等の給水栓数はメーター口径と給水栓数(表 4-15)による。ただし、メーター口径が 20mm または 25mm の場合において、それぞれ 12 栓または 25 栓以内の場合については、別途協議とする。
- ② 戸建住宅等で、3階部分への給水器具が3栓以内の場合は、メーター口径と給水栓数(表 4-15)に よることができる。
- ③ 給水管の口径はメーター口径と同径とする。ただし、既設の給水管を利用する場合に限り、メーター 口径を当該給水管の口径から2口径下位の口径とすることができる。
- ④ メーター口径の決定においては、メーターの選定基準(参考)(表 4-14)に示す月間使用量を超え ない口径とする。

- ⑤ 新設工事では、メーター及び給水管口径 13mm及び 30mmを承認しないものとする。

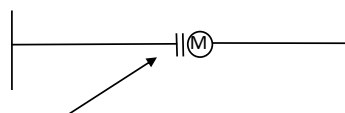
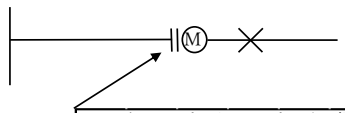
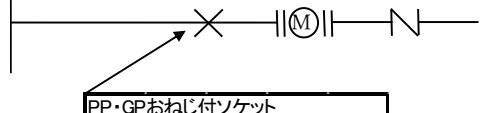
(3) 貯水槽式のメーター口径の決定

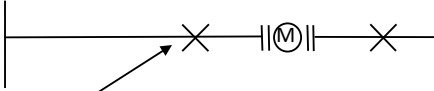
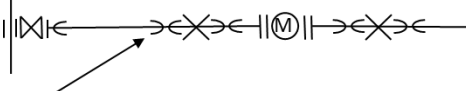
- ① 親メーターの口径は、給水管の口径、計画使用水量(補給水量)等を考慮して決定すること。なお、 共同住宅等の親メーターの口径は、20mm以上とする。
- ② 子メーターの口径は、直圧給水に準じる。
- ③ 配水支管等が片送りの場合、給水管の口径は当該配水支管等の口径から 2 口径下位の口径とす る。ただし、両送りの場合は、1 口径下位の口径でも可能とする。

5. 施工

5.1 指定材料及び配管方法(P.73)

3. 八尾水道センターにおける指定材料は以下のとおりとする。

メーター口径	メーター取付工法	特記事項															
25mm以下	 <table><tr><td>PPメーターユニオン(PPユニオンバンド)</td></tr><tr><td>逆止弁内蔵ボール式伸縮止水栓</td></tr><tr><td>メーター</td></tr><tr><td>HIシモク付ユニオンナット</td></tr><tr><td>HIソケット</td></tr></table>	PPメーターユニオン(PPユニオンバンド)	逆止弁内蔵ボール式伸縮止水栓	メーター	HIシモク付ユニオンナット	HIソケット											
PPメーターユニオン(PPユニオンバンド)																	
逆止弁内蔵ボール式伸縮止水栓																	
メーター																	
HIシモク付ユニオンナット																	
HIソケット																	
40mm	 <table><tr><td>PPメーターユニオン(PPユニオンバンド)</td></tr><tr><td>逆止弁内蔵ボール式伸縮止水栓</td></tr><tr><td>メーター</td></tr><tr><td>HIシモク付ユニオンナット</td></tr><tr><td>HIソケット</td></tr><tr><td>HIVP</td></tr><tr><td>HIソケット</td></tr><tr><td>VP・GP伸縮ジョイントオネジ</td></tr><tr><td>スリースバルブ(JIS10k)</td></tr><tr><td>VP・GP伸縮ジョイントオネジ</td></tr><tr><td>HIソケット</td></tr></table>	PPメーターユニオン(PPユニオンバンド)	逆止弁内蔵ボール式伸縮止水栓	メーター	HIシモク付ユニオンナット	HIソケット	HIVP	HIソケット	VP・GP伸縮ジョイントオネジ	スリースバルブ(JIS10k)	VP・GP伸縮ジョイントオネジ	HIソケット	・二次側に非常用給水栓を設置				
PPメーターユニオン(PPユニオンバンド)																	
逆止弁内蔵ボール式伸縮止水栓																	
メーター																	
HIシモク付ユニオンナット																	
HIソケット																	
HIVP																	
HIソケット																	
VP・GP伸縮ジョイントオネジ																	
スリースバルブ(JIS10k)																	
VP・GP伸縮ジョイントオネジ																	
HIソケット																	
50mm (PP) 直結直圧式 直結増圧式	 <table><tr><td>PP・GPおねじ付ソケット</td></tr><tr><td>スリースバルブ(JIS10k)</td></tr><tr><td>PP・GPおねじ付ソケット</td></tr><tr><td>PP</td></tr><tr><td>PP・GPおねじ付ソケット</td></tr><tr><td>合フランジ</td></tr><tr><td>メーター</td></tr><tr><td>合フランジ</td></tr><tr><td>VP・GP伸縮ジョイントオネジ</td></tr><tr><td>HIソケット</td></tr><tr><td>HIVP</td></tr><tr><td>HIソケット</td></tr><tr><td>HIシモク付ユニオンナット</td></tr><tr><td>逆止弁付止水栓</td></tr><tr><td>HIシモク付ユニオンナット</td></tr></table>	PP・GPおねじ付ソケット	スリースバルブ(JIS10k)	PP・GPおねじ付ソケット	PP	PP・GPおねじ付ソケット	合フランジ	メーター	合フランジ	VP・GP伸縮ジョイントオネジ	HIソケット	HIVP	HIソケット	HIシモク付ユニオンナット	逆止弁付止水栓	HIシモク付ユニオンナット	・二次側に非常用給水栓を設置 ・第一止水栓以降はHIVPも可
PP・GPおねじ付ソケット																	
スリースバルブ(JIS10k)																	
PP・GPおねじ付ソケット																	
PP																	
PP・GPおねじ付ソケット																	
合フランジ																	
メーター																	
合フランジ																	
VP・GP伸縮ジョイントオネジ																	
HIソケット																	
HIVP																	
HIソケット																	
HIシモク付ユニオンナット																	
逆止弁付止水栓																	
HIシモク付ユニオンナット																	

50mm (PP) 貯水槽式	 <table data-bbox="513 351 805 732"><tr><td>PP・GPおねじ付ソケット</td></tr><tr><td>スリースバルブ (JIS10k)</td></tr><tr><td>PP・GPおねじ付ソケット</td></tr><tr><td>PP</td></tr><tr><td>PP・GPおねじ付ソケット</td></tr><tr><td>合フランジ</td></tr><tr><td>メーター</td></tr><tr><td>合フランジ</td></tr><tr><td>VP・GP伸縮ジョイントオネジ</td></tr><tr><td>HIソケット</td></tr><tr><td>HIVP</td></tr><tr><td>HIソケット</td></tr><tr><td>VP・GP伸縮ジョイントオネジ</td></tr><tr><td>スリースバルブ (JIS10k)</td></tr><tr><td>VP・GP伸縮ジョイントオネジ</td></tr></table>	PP・GPおねじ付ソケット	スリースバルブ (JIS10k)	PP・GPおねじ付ソケット	PP	PP・GPおねじ付ソケット	合フランジ	メーター	合フランジ	VP・GP伸縮ジョイントオネジ	HIソケット	HIVP	HIソケット	VP・GP伸縮ジョイントオネジ	スリースバルブ (JIS10k)	VP・GP伸縮ジョイントオネジ	・二次側に非常用給水栓を設置 ・第一止水栓以降はHIVPも可
PP・GPおねじ付ソケット																	
スリースバルブ (JIS10k)																	
PP・GPおねじ付ソケット																	
PP																	
PP・GPおねじ付ソケット																	
合フランジ																	
メーター																	
合フランジ																	
VP・GP伸縮ジョイントオネジ																	
HIソケット																	
HIVP																	
HIソケット																	
VP・GP伸縮ジョイントオネジ																	
スリースバルブ (JIS10k)																	
VP・GP伸縮ジョイントオネジ																	
75mm以上 (HPPE) 貯水槽式	 <table data-bbox="489 866 796 1128"><tr><td>EF継手ソケット</td></tr><tr><td>HPPE挿し口付ソフトシール仕切弁</td></tr><tr><td>EF継手ソケット</td></tr><tr><td>HPPE</td></tr><tr><td>EF継手フランジ(上水)</td></tr><tr><td>メーター</td></tr><tr><td>EF継手フランジ(上水)</td></tr><tr><td>HPPE</td></tr><tr><td>EF継手ソケット</td></tr><tr><td>HPPE挿し口付ソフトシール仕切弁</td></tr><tr><td>EF継手ソケット</td></tr></table>	EF継手ソケット	HPPE挿し口付ソフトシール仕切弁	EF継手ソケット	HPPE	EF継手フランジ(上水)	メーター	EF継手フランジ(上水)	HPPE	EF継手ソケット	HPPE挿し口付ソフトシール仕切弁	EF継手ソケット	・二次側に非常用給水栓を設置				
EF継手ソケット																	
HPPE挿し口付ソフトシール仕切弁																	
EF継手ソケット																	
HPPE																	
EF継手フランジ(上水)																	
メーター																	
EF継手フランジ(上水)																	
HPPE																	
EF継手ソケット																	
HPPE挿し口付ソフトシール仕切弁																	
EF継手ソケット																	

5.2 給水管の取出し

5.2.1 分岐(P.74)

10. 400mm以上の配水管等から分岐してはならない。
11. 割T字管の穿孔箇所の間隔は、1.0m以上とする。

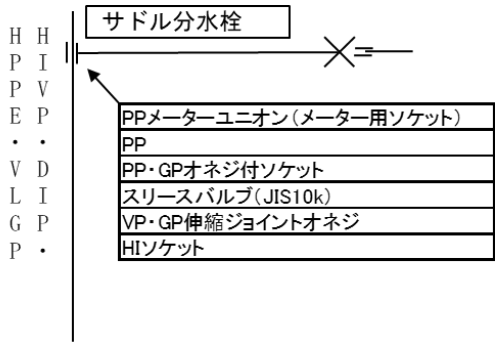
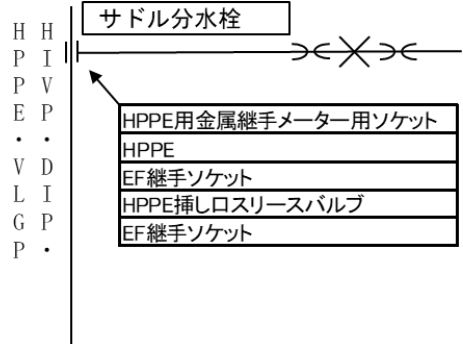
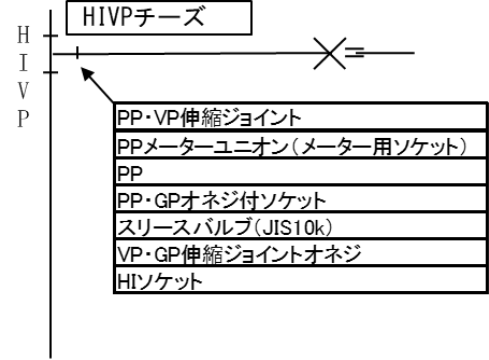
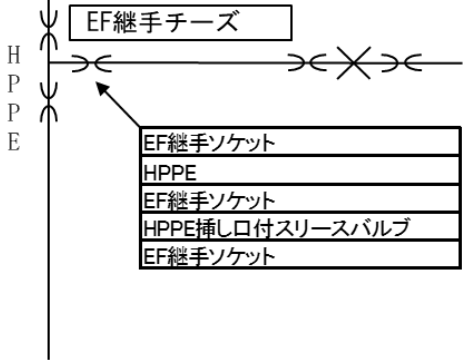
配水管からの分岐口径は下記のとおりとする。

被分岐管		分岐管の口径 (mm)							
管種	口径 (mm)	13	20	25	40	50	75	100	150
ダクタイル鋳鉄管	75	A					B(※)		
	100							B(※)	
	150								B(※)
	200						B		
	250								
	300								
	350								
配水用ポリエチレン管	50	A			C	C(※)	B(※)		
	75								
	100						B	B(※)	
	150								B(※)
ビニル管	20								
	25			C(※)					
	30		C						
	40	A			C(※)				
	50				C	C(※)			

A	サドル分水栓
B	不断水式T字管又は二受T字管
C	チーズ
※	給水主管等を分岐する場合のみ

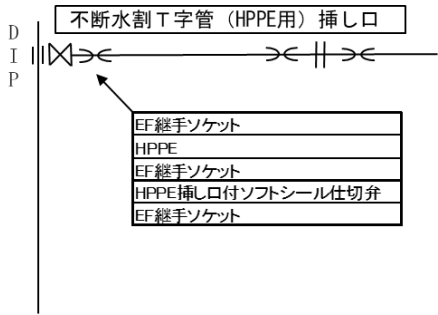
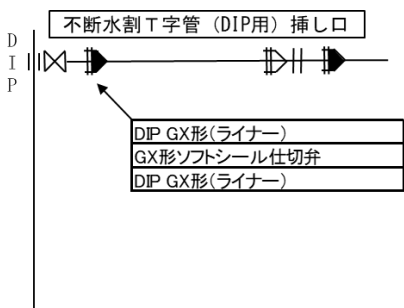
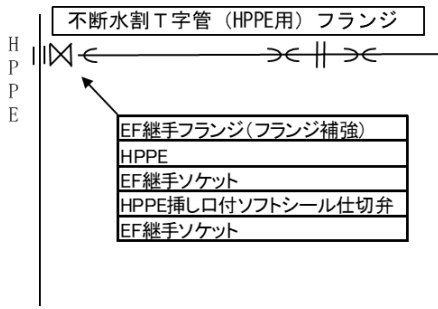
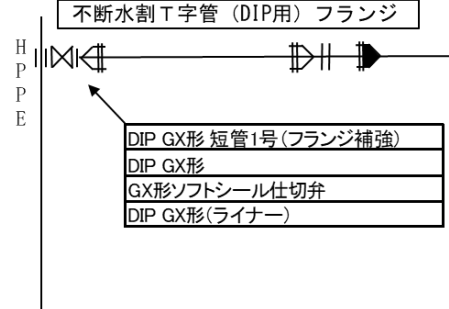
配水管からの分岐工法は下記のとおりとする。

50mm以下

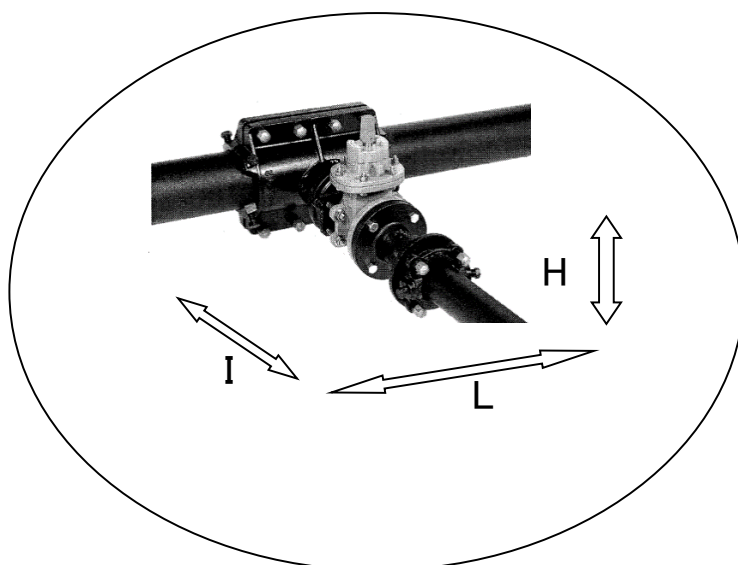
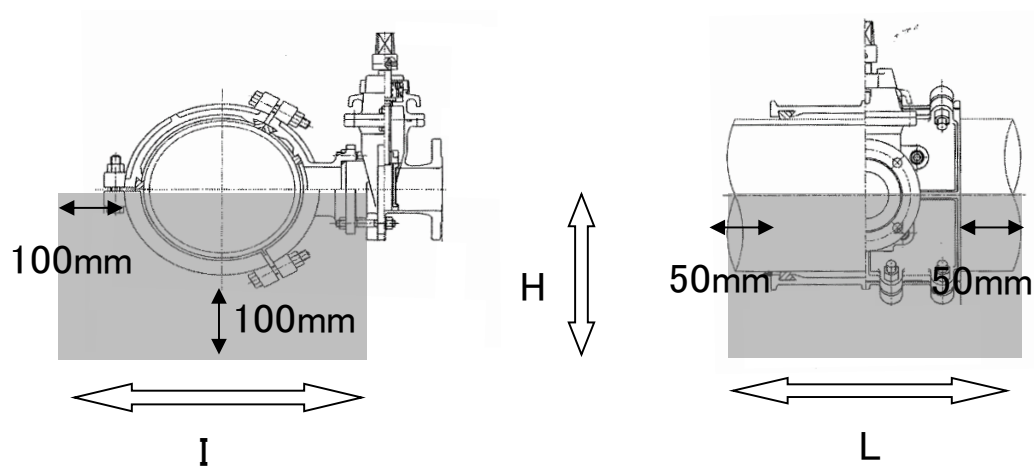
サドル付分水栓 (分岐管がPPのとき) 	サドル付分水栓 (分岐管がHPPEのとき) 
HIVPチーズ 	HPPEチーズ  EF継手チーズはHPPE用金属継手チーズでも可

※二受T字管を使用する場合の配管方法は八尾水道センターに確認すること。

75mm以上

不断水割T字管 (本管がDIP・分岐管がHPPEのとき)  不断水割T字管 (HPPE用) 挿し口 EF継手ソケット HPPE EF継手ソケット HPPE挿し口付ソフトシール仕切弁 EF継手ソケット	不断水割T字管 (本管がDIP・分岐管がGXDIPのとき)  不断水割T字管 (DIP用) 挿し口 DIP GX形(ライナー) GX形ソフトシール仕切弁 DIP GX形(ライナー)
断水割T字管 (本管がHPPE・分岐管がHPPEのとき)  不断水割T字管 (HPPE用) フランジ EF継手フランジ(フランジ補強) HPPE EF継手ソケット HPPE挿し口付ソフトシール仕切弁 EF継手ソケット	不断水割T字管 (本管がHPPE・分岐管がGXDIPのとき)  不断水割T字管 (DIP用) フランジ DIP GX形 短管1号(フランジ補強) DIP GX形 GX形ソフトシール仕切弁 DIP GX形(ライナー)

不断水割T字管で分岐する場合、以下の寸法のとおり、管路保護を行うこと。

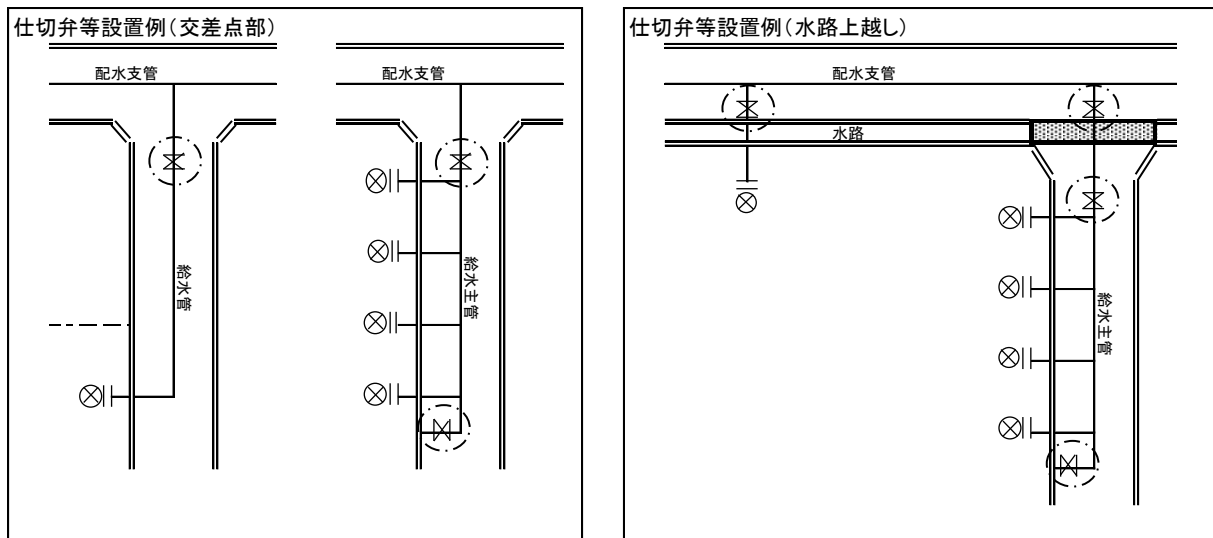


(単位:mm)

本管口径	H	L	I
75	200	300	400
100	200	400	400
150	200	500	600
200	300	500	600
250	300	700	800
300	300	700	900
350	300	900	900

5.2.3 仕切弁等の設置(P.75)

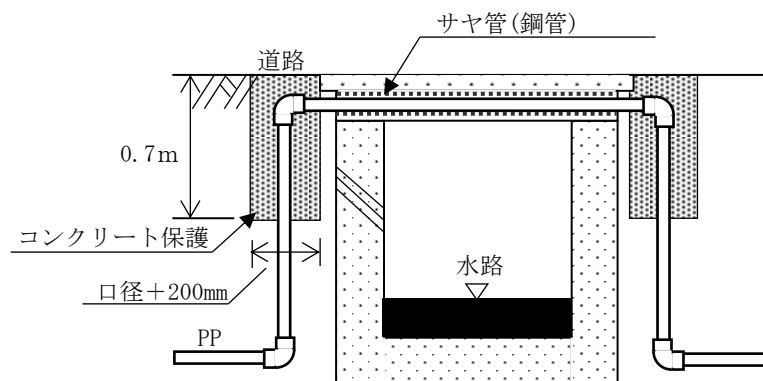
3. 設置する仕切弁又はバルブの材料及び弁室の構造について、「八尾型 鉄蓋・レジンコンクリート製ボックス仕様書(令和7年5月・八尾水道センター)」に基づくこと。
4. 仕切弁等の据付方法については、「各種基準付則集(水道管工事編)(令和7年5月・八尾水道センター)」の付則5～付則8に基づくこと。
5. 仕切弁等の設置個所については、八尾水道センターに確認すること。以下に仕切弁等の設置例を示す。



5.2.4 配管(P.76)

1. 道路等の配管

- (3) 水路等を伏越して横断する場合は、水路床又は水路壁との離隔を 30cm 以上確保するように努めること。水路等を上越して横断する場合は、流水面に支障とならない位置を横断すること。また、水路前後において、埋設深さが 0.7m に満たない箇所については、以下の寸法のとおり、コンクリート保護を行うこと。なお、水路横断部の上流側には、原則として仕切弁等を設置すること。



2. 配管上の注意点

(5) 給水主管を布設する場合、管末に排水設備を設置すること。

給水主管の口径	泥吐管(弁)の口径	泥吐管の材質
25mm ～ 50mm	給水主管と同口径	HIVP

※口径 75mm以上は、別途協議するものとする。

5.3 土工事

5.3.4 給水管の明示(P.79)

4. 給水管の明示方法については、「各種基準付則集(水道管工事編)(令和 7 年 5 月・八尾水道センター)」の付則10～付則11に基づくこと。

5.4 メーター設置基準

5.4.1 メーター室の構造(P.82)

1. メーター、止水栓、仕切弁等は、ボックス等により保護する。
- (2) 口径 40mm、50mmのメーター室の構造は次のとおりとする。

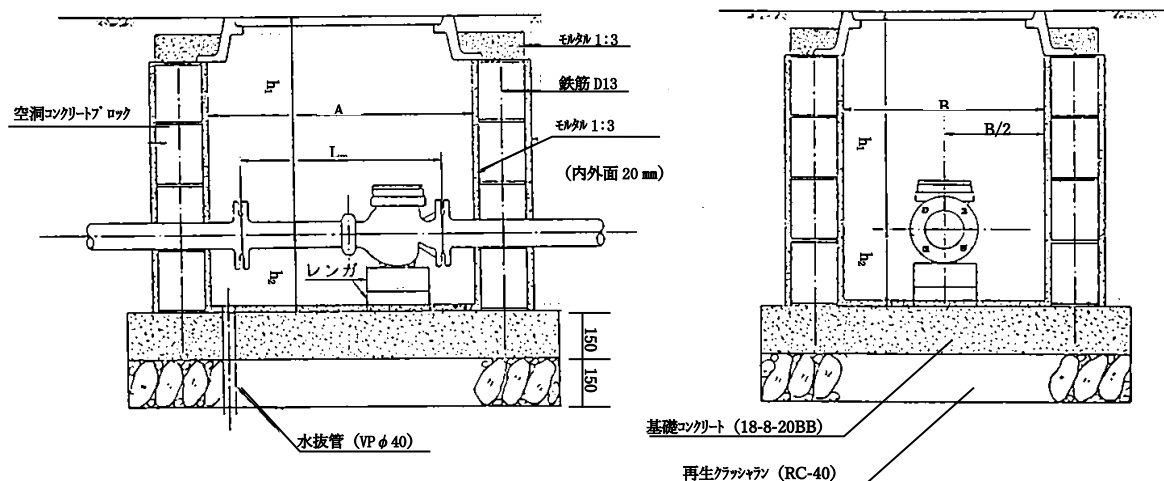
○口径 40mm

(単位:mm)

メーター口径	L1	L2	a	b	c
40	193～198	245	610～622	352～440	240

※a,b は最小寸法、cは参考寸法、単位は mm

○口径 ϕ 50mm 以上



※二次製品を使用する場合は、八尾水道センターと協議すること。

(単位:mm)

メーター口径	メーター室寸法		メーター長さ	メーター深度	
	A	B	Lm	h1	h2
50	760	550	560	500	200
75	830	710	630	700	220
100	950	710	750	700	240
150	1400	750	1000	900	320
200	1600	800	1160	900	350

※メーターボックスを設置する際は、隔測メーターの配線位置に留意すること。

(3) 複式メーターボックス

企業団における維持管理上の支障となるため、原則として、複式メーターボックスは認めない。

(4) カウンターポール(受信器ボックス)

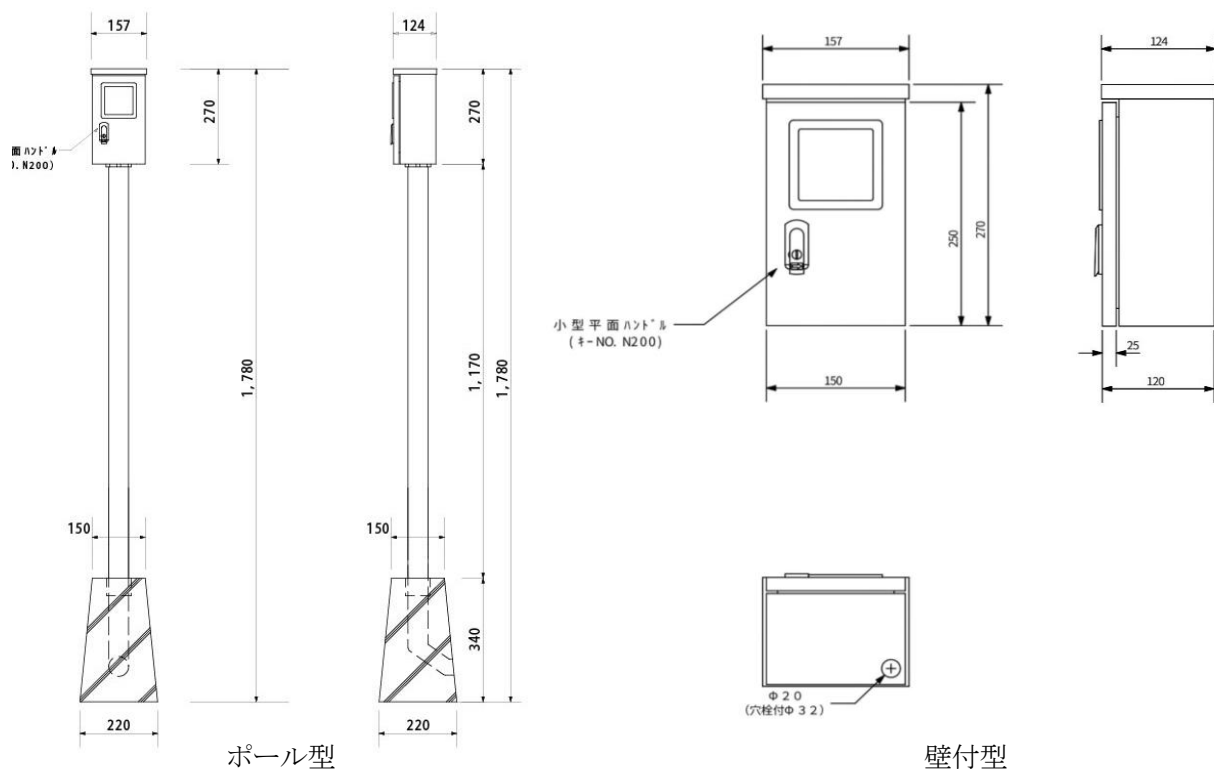
50mm以上のメーターを設置する場合、カウンターポール(受信器ボックス)を設置すること。

① 設置場所

カウンターポール(受信器ボックス)はできる限り、メーターボックス付近に設置すること。

② 電線管

メーターボックスからカウンターポール(受信器ボックス)までの電線管は、転圧等により変形することのないように留意し、使用材料及び施工方法を選定すること。



5.4.2 メーターの設置(P.84)

4. 地付メーター設置

(1) 共同住宅等のメーター設置位置

① 各戸公設メーター(地付け)

原則、各戸玄関等の前に設置するものとする。ただし、メーター下流側の配管が交差することなく、維持管理上に支障がない場合については、この限りでない。また、直結伸縮止水栓には、部屋番号及び水栓番号を記載したプレート札を設置すること。

② 親メーター(各戸私設メーター)

各戸私設メーターの設置位置は、屋内のパイプスペース等とし、屋外の地付けは行わないこと。特に、集中検針盤を設置する場合で各戸私設メーターを屋外に設置した場合、通信設備等が故障する可能性があるため、留意すること。

5.5.4 貯水槽式給水設備から給水装置へ切替する改造工事(P.92)

2. 高置水槽直結給水

(1) 定義

高置水槽直結給水とは、貯水槽式給水設備を給水装置に切替するまでの暫定的な給水方式とする。

高置水槽への給水は直結直圧式又は直結増圧式によるものとする。

(2) 高置水槽設備

高置水槽への給水は貯水槽式給水と同様に定水位弁で制御すること。

① 高置水槽への給水量は、時間平均給水量とする。

② 直結加圧形ポンプユニットを使用して高置水槽に給水する場合は、次の点に留意する。

- ・高置水槽水位により定水位弁(電磁弁付)を開閉して加圧ポンプを始動・停止する。
- ・加圧ポンプの制御は吐出し圧力一定制御に設定する。

③ 高置水槽直結給水を行う場合の高置水槽の有効容量は最小 1.5 時間とし、2 時間を標準とする。

有効容量 $\geq$ (1日当たり使用水量/1日当たり使用時間) $\times$ 1.5~2.0 時間

④ 消火用水槽と高置水槽は併用しないこと。

6. 直結(直圧・増圧)式の施行基準

6.1 3～5階直結直圧式(P.100)

1. 適用条件

(2) 給水管口径及びメーター口径は 20mm以上 50mm以下であること。

(3) 給水管を分岐する配水支管等の口径は、75mm以上 350mm以下であること。ただし、戸建住宅等で、3階部分の給水栓が3栓以内の場合は、口径が 50mmの配水支管等から分岐することができる。なお、給水栓数は表 4-15 によるものとする。

八尾水道センターにおいて、配水支管等から分岐できる給水管口径は以下のとおりとする。

給水管 口径(mm)	20		25		40	50
配水支管等 口径(mm)	50 (※)	75 以上	50 (※)	75 以上	75 以上	75 以上

※戸建住宅等に限る

5. 水圧調査

指定給水装置工事事業者は、八尾水道センターから水圧調査の指示があった場合、結果を報告しなければならない。また、指定給水装置工事事業者が行う水圧調査結果は、企業長が行う水圧調査に代えることができる。

13. 適用地域

(1) 一般地域

参考資料-4に示す一般地域を、3～5階直結直圧式及び直結増圧式の可能地域とする。

一般地域の配水区域 (概ね、国道170号以西の地域)
・北部低区配水区域(流調) ・南部低区配水区域(流調) ・南部低区配水区域(直送)一部地域 (高安町北7、高安町南1～7、恩智北町1)

(2) 特例地域

参考資料-4に示す特例地域を、3～4階直結直圧式及び直結増圧式の可能地域とする。

特例地域の配水区域 (概ね、国道170号～旧国道170号の地域)
・北部低区配水区域(直送)一部地域 ・南部低区配水区域(直送)一部地域

(3) 山手地域

参考資料-4に示す山手地域は、3～5階直結直圧式及び直結増圧式を認めない。

山手地域の配水区域 (概ね、旧国道170号以東の地域)
・北部低区配水区域(直送)一部地域 ・南部低区配水区域(直送)一部地域 ・高区配水区域 他

14. 共同住宅等の3階直結直圧給水

(1) 親メーター方式

- ① 給水管及びメーターの口径は、20mm以上 50mm以下とすること。
- ② 共用の給水栓は、メーター直近に設置すること。また、洗管時に建物内へ濁り水等が入らないようにするため、給水栓より二次側にスリースバルブを設置すること。
- ③ 立管が複数ある場合は、維持管理上の観点から、立管ごとに止水栓等を設置すること。
- ④ 各戸への給水管及び私設メーターは、各階のパイプスペース内に設置すること。
- ⑤ 各戸私設メーターを設置する場合は、一次側にスリースバルブ、二次側に逆止弁を設置すること。

(2) 各戸メーター方式

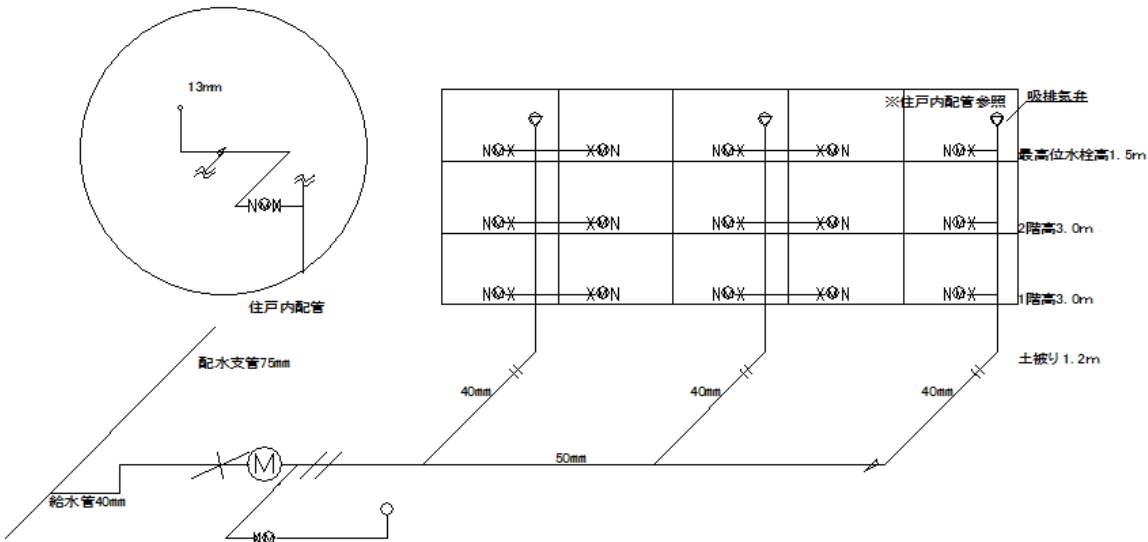
- ① 給水主管の口径は、50 mm又は 75 mmとし、配水支管等より小さい口径とすること。ただし、配水支管等が 75 mmの場合において、分岐戸数上限値(表 4-24)を超えない場合はこの限りでない。
八尾水道センターにおいて、配水支管等から分岐できる給水管口径は以下のとおりとする。

給水主管 口径(mm)	50	75
配水支管等 口径(mm)	75 以上	100 以上(※)

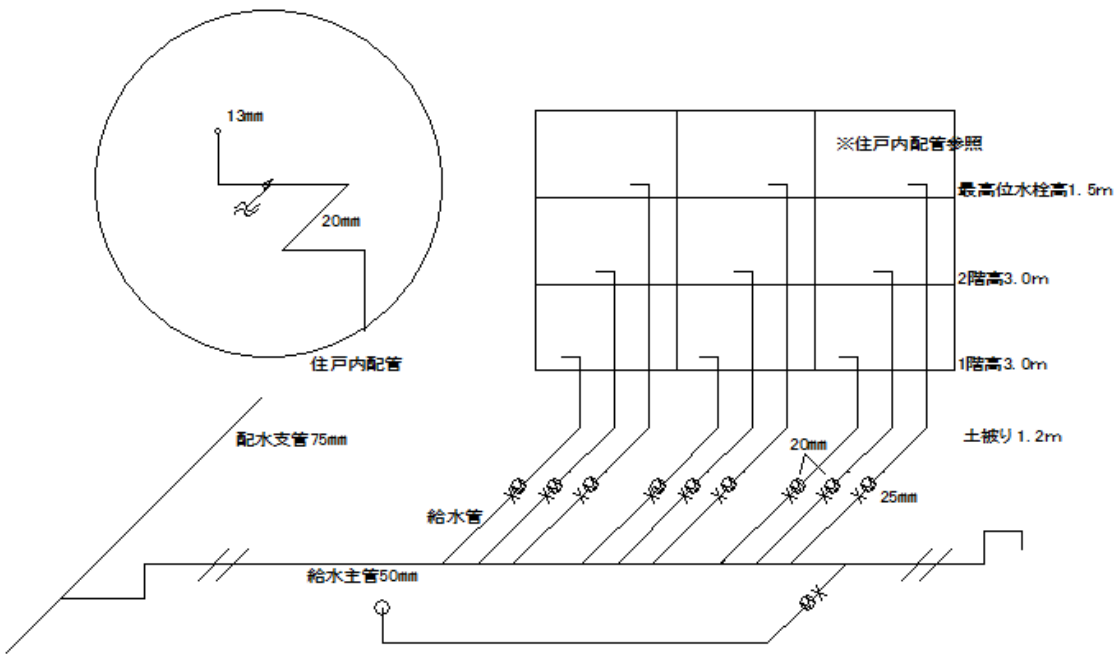
※分岐戸数上限値(表 4-24)を超えない場合に限り、75mmも可能

- ① 給水主管の管種は、水道配水用ポリエチレン管(HPPE 管)又は GX 形ダクタイル鋳鉄管とすること。
- ② 給水主管は配水支管等に対して鉛直に分岐し、敷地内かつ道路との境界付近(官民境界線より1m以内)にスリースバルブを設置すること。給水管及びメーターの口径は、20mm以上 50mm以下とすること。
- ③ 給水主管の末端には、排泥口等を設置すること。
- ④ 各戸のメーター口径は 20mm以上とする。3階部分に給水栓を有する給水管及びメーターについては、口径を 25mm以上とする。

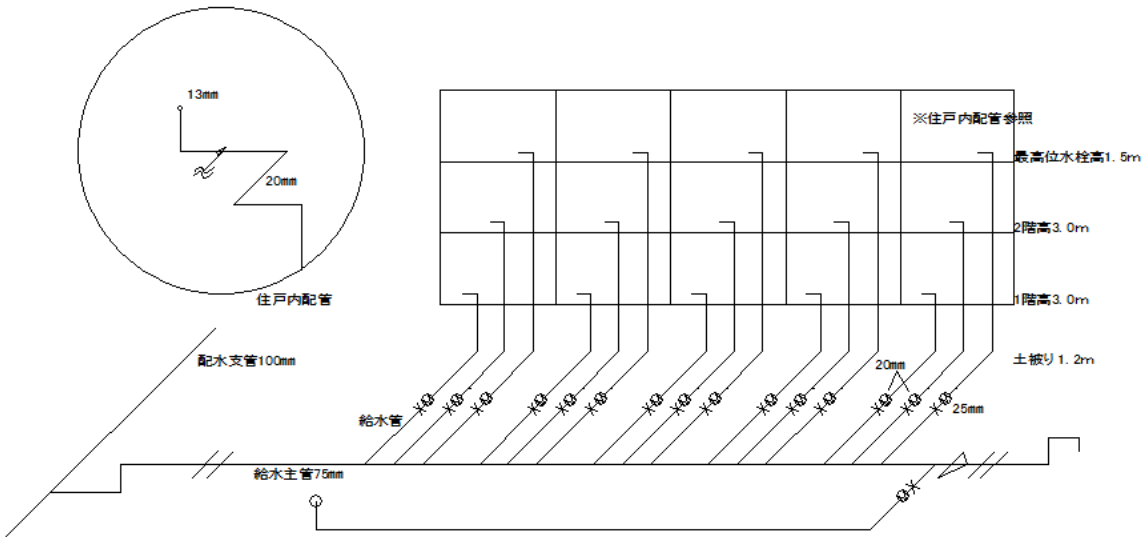
配管例(親メーター方式)
(例)戸数 15 戸、メーター口径 40mmの場合



配管例(各戸メーター方式)
(例)戸数 9 戸、メーター口径 50mmの場合



配管例(各戸メーター方式)
(例)戸数 15 戸、メーター口径 75mmの場合



[参考] 3 階建共同住宅等の戸数別口径対応表

共同住宅等の戸数	親メーター方式		各戸メーター方式(※)
	メーター口径	瞬時最大給水量 (BL基準)	給水主管口径
3戸	25 mm	60L	50 mm
6戸	40 mm	76L	50 mm
9戸	40 mm	87L	50 mm
12戸	40 mm	100L	75 mm
15戸	40 mm	117L	75 mm
18戸	40 mm	132L	75 mm
21戸	40 mm	146L	75 mm
24戸	50 mm	160L	75 mm
27戸	50 mm	173L	75 mm
30戸	50 mm	186L	75 mm

※メーター口径が1階、2階は 20mm、3階は 25mmの場合

6.2 直結増圧式(P.104)

1. 適用条件

一戸建ての住宅(事務所兼用住宅を含む)、共同住宅等、事務所及び倉庫に適用する。ただし、使用水量及び周辺の配水支管等整備状況などを勘案し、周辺給水への影響が懸念される場合は、直結増圧式を承認しない場合がある。

(2) 給水管口径及びメーター口径は 20mm以上 50mm以下であること。

(3) 給水管を分岐する配水支管等の口径は、75mm以上 350mm以下であること。

八尾水道センターにおいて、配水支管等から分岐できる給水管口径は以下のとおりとする。

給水管 口径(mm)	20	25	40	50
配水支管等 口径(mm)	75 以上	75 以上	75 以上	100 以上

(7) 直結増圧給水装置の構造

直結増圧給水装置の構造は、直結増圧式(図 4-2)とする。

5. 水圧調査

指定給水装置工事事業者は、八尾水道センターから水圧調査の指示があった場合、結果を報告しなければならない。また、指定給水装置工事事業者が行う水圧調査結果は、企業長が行う水圧調査に代えることができる。

13. 適用地域

(1) 一般地域

参考資料-4に示す一般地域を、3～5階直結直圧式及び直結増圧式の可能地域とする。

一般地域の配水区域 (概ね、国道170号以西の地域)
・北部低区配水区域(流調) ・南部低区配水区域(流調) ・南部低区配水区域(直送)一部地域 (高安町北7、高安町南1～7、恩智北町1)

(2) 特例地域

参考資料-4に示す特例地域を、3～4階直結直圧式及び直結増圧式の可能地域とする。

特例地域の配水区域 (概ね、国道170号～旧国道170号の地域)
・北部低区配水区域(直送)一部地域 ・南部低区配水区域(直送)一部地域

(3) 山手地域

参考資料-4に示す山手地域は、3～5階直結直圧式及び直結増圧式を認めない。

山手地域の配水区域 (概ね、旧国道170号以東の地域)
・北部低区配水区域(直送)一部地域 ・南部低区配水区域(直送)一部地域 ・高区配水区域 他

7. 検査

7.2 企業団が行う検査(P.110)

3. 検査内容

給水主管の布設延長が 50m以上又は分岐件数 10 件以上の工事では、職員立会のもと、水圧検査を実施する。実施予定日の3日前(土、日、祝日を除く)までに八尾水道センターへ連絡すること。

なお、立会可能な日時は、平日 15 時～16 時 30 分とする。

職員が立ち会いを行う水圧検査については、以下のとおりとする。

水圧	保持時間	方式
0.75MPa	10分間保持	水圧ゲージ式